

資 料

EU 法最新動向研究（４）

EU 法最新動向研究会
（代表者 中 村 民 雄）

EU 市民の同性婚配偶者である第三国国民の派生的居住権
——Case C-673/16, Relu Adrian Coman and Others v. Inspectoratul
General pentru Imigrări and Ministerul Afacerilor Interne,
EU:C:2018:385 (5 June 2018) (Grand Chamber)——

中 西 康

EU 市民の同性婚配偶者である 第三国国民の派生的居住権

— Case C-673/16, Relu Adrian Coman and Others v. Inspectoratul
General pentru Imigrări and Ministerul Afacerilor Interne,
EU:C:2018:385 (5 June 2018) (Grand Chamber) —

中 西 康

はじめに

EU 域内における人の移動居住の自由に関して、各種経済活動者や学生などについての従来の複数の派生法を整理統合して、EU 市民一般を対象とするものとして法典化して作成されたものが、EU 市民自由移動指令2004/38号（以下、2004年指令）⁽¹⁾である。

2004年指令は、従来の派生法と同様に、EU 市民本人のみならず、その家族についても、国籍を問わずに、EU 市民本人の権利から派生する権利を認める（3条1項）。家族として2条はまず、配偶者（spouse）を挙げる（2号a）。次に、制定当時、制度として導入する構成国がかなり増えてきていた、登録パートナーシップのパートナーも挙げるが（2号b）、登録パートナーシップについては、導入していない国にも配慮して、移動居住先の受入構成国が、登録パートナーシップを婚姻と同等のものと扱う場合に限るなど、受入構成国が条件を付けることが認められている。

ところで、同性カップルに婚姻までも認める国は、指令制定当時はオランダとベルギーのみであったが、その後、英仏独も含む相当数の構成国が同性婚を認めている。他方、宗教的観念等に基づき、同性間の婚姻を認めることに強く反発する国もあり、なかには憲法または法律で、婚姻は男女間のものに限ると明記する国もある。これらの構成国も、EU 市民の同性婚配偶者である第三国

(1) OJ 2004, L 158/77.

国民に、家族としての派生的居住権を認めなければならないのだろうか。

本先決裁定はこの点を肯定した重要な裁判例である。ただ、EU法において一般に同性婚がどのように扱われるべきかについても本件が影響を及ぼすかは、慎重な検討が必要である。また判示には、国際私法方法論からも興味深い点があるが（特に裁定45段）、紙幅の制約からその点は別稿に譲る。

1. 事案の概要と争点

(1) 事案の概要

ルーマニア・米国の重国籍の男性 Coman 氏（以下、C氏）と、米国籍の男性 Hamilton 氏（以下、H氏）は、2002年6月にニューヨークで出会い、2005年5月から2009年5月までの間そこで同棲していた。C氏は欧州議会補助スタッフとして働くためにブリュッセルに引っ越し、H氏はニューヨークにとどまった。2010年11月5日、2人はブリュッセルで婚姻した。2012年3月、C氏は辞職したが、ブリュッセルにとどまり失業手当を受給した。

C氏らが、第三国国民のH氏がC氏の家族としてルーマニアに滞在する権利があるかについてルーマニアの移民局に問合せたところ、2013年1月に移民局は、H氏には短期滞在権しか認められないと回答した。ルーマニアにおいては同性婚を認めていないため⁽²⁾、H氏はC氏の配偶者とは認められないという理由による。

この決定に対してC氏らは、性的指向に基づく差別であることの確認、差別の中止、慰謝料の支払いを求めて、ブカレスト第5地区裁判所に提訴した。C氏らが民法の規定の憲法違反を主張したため、憲法違反の点に関して問題を移送されたルーマニア憲法院は、2004年指令の解釈が問題となっていると判断して、EU裁判所に先決問題を付託した。

(2) 争点

付託された先決問題は前半と後半に大別できる。質問前半で憲法院がたずね

(2) ルーマニア民法典は259条で、婚姻は男女間での自由に合意された結合であり（1項）、男性と女性は、婚姻締結の権利を有する（2項）と規定する。また227条は、1項で「同性間の婚姻は禁止する」とし、2項で「ルーマニア市民または外国人により外国で締結された同性間の婚姻は、ルーマニアにおいて承認されない」と規定する。

たのは、2004年指令 2 条 2 号 a における配偶者の概念は、受入国以外の構成国の法に従って適法に EU 市民と婚姻した、同性の EU 域外国民にも適用されるか、そして指令 3 条 1 項及び 7 条 2 項に基づき、EU 市民の同性の配偶者に 3 ヶ月を超える居住権を受入構成国は付与することを求められるかである⁽³⁾。EU 市民の自由移動との関係において、同性婚配偶者の扱いに関して、構成国の権限が認められるかが争点となっている。

2. EU 裁判所の先決裁定

(1) 前提

裁判所は前提として、本件では2004年指令の直接適用はないが、EU 運営条約21条に基づく居住権が問題となり、その際には指令が類推適用されると判示する。その理由は以下の通りである。

指令 3 条 1 項は、国籍を有する国以外の他の構成国に移動居住する EU 市民及びその家族に適用されると規定するので、指令は、EU 市民の家族である第三国国民への派生的な居住権を EU 市民の本国で認めるものではない（裁定20段）。

しかし本件での H 氏の EU 市民の家族としての派生的な居住権につき、指令の適用がなくても、運営条約21条 1 項に基づく権利が認められる可能性がある（23段）。とくに、EU 市民が、国籍を有する国以外の構成国に指令が定める要件に基づいてそれを遵守して実効的に滞在する場合に、当該 EU 市民が運営条約21条 1 項に基づき有する権利の実効性のため、その者が本国である構成国に帰還しても、第三国国民であるその家族に派生的居住権を付与することにより、当該市民が上記の構成国で送った家族生活が継続できなければならない。そのような派生的居住権がなければ、受入構成国において創設または強固にした家族生活を、本国である構成国でなお継続することができることに確信を持っていないため、当該 EU 市民は、運営条約21条 1 項に基づく他の構成国での居住権を行使するため本国を離れることを阻害されることになるおそれがあるからである（24段）。運営条約21条に基づくこの派生的居住権付与の要件は、2004年指令が類推適用され、指令の要件よりも厳格であってはならない（25段）。

(3) 質問前半に対する否定の回答を条件とする質問後半については省略。

(2) 先決問題 1

以上の整理に続けて裁判所は、他の構成国で婚姻した EU 市民の同性配偶者である第三国国民に、EU 市民の本国が、同性婚を認めていないことを理由に、居住権を付与することを拒絶することは運営条約21条1項違反となるかと、付託された先決問題1を再構成する(28段)。これにつき、裁判所は肯定の回答を与えた(51段及び主文)。その理由は以下の通りである。

本件で類推適用される2004年指令は、家族として、2条2号aで配偶者をとくに挙げており、これは、婚姻関係により他の者と結合している者を指す(33-34段)。

この概念につき、まず、指令における配偶者という用語は、ジェンダーの観点で中立的で、同性配偶者も含みうる。また、2号bは、登録パートナーシップのパートナーについては構成国法を参照しているのに対して、2号aは配偶者についてそのような参照をしていない。それゆえ、構成国は国内法を援用して、他の構成国においてその国の法に従って締結された同性のEU市民と第三国国民との間の婚姻を、第三国国民の派生的な居住権の付与との関係で承認拒絶することはできない(35-36段)。

たしかに、人の身分は構成国の権限に属し、同性婚を認めるかは構成国の自由である(37段)。しかし、同性婚配偶者の居住権を拒絶することを構成国に認めると、EU法の実効性を損なう。同性のEU市民と、ある構成国においてその国の法に従い婚姻した第三国国民に対して、国内法上同性婚を認めているかに応じて自国領域への入国・居住を認めるかを構成国が決められるなら、移動の自由をすでに行行使したEU市民の自由が、構成国ごとに、国内法の規定に応じて異なることになる。本件で類推適用される2004年指令の文脈と目的に照らして同指令の規定はより制限的に解釈されてはならず、いずれにせよ上記の状況は同指令の実効性を害する(38-39段)。

以上から、そのような承認拒絶は運営条約21条1項の権利の侵害となりうるが(40段)、一般的利益に基づく客観的正当化の可能性はある(41段以下)。

これにつき、婚姻制度の根本的性格と、婚姻を男女間の結合であるとする理解を維持しようとしている構成国が複数あることをいくつかの構成国は指摘し、公序及び国民的アイデンティティに基づき、このような承認拒絶が正当化できると主張する(42段)。

EU条約4条2項は、政治的及び憲法的な構成国の根本的構造に固有の、国民的アイデンティティの尊重をEUに求めている(43段)。公序については、

各構成国が、EU 機関の審査を受けずに一方的に決められるわけではなく、社会の根本的利益に対する、真性かつ十分に深刻な脅威がある場合でなければ援用できない (44段)。

この点、他の構成国においてその国の法に従って締結された同性婚を、第三国国民への派生的な居住権付与だけに関して承認することを義務付けても、当該構成国における婚姻制度を損なうものではない。このような承認義務は、当該構成国に、その国内法において同性婚制度を規定することを求めるわけではなく、他の構成国においてその国の法に従って締結された同性婚を承認すること、しかも、EU 法から生じるこれらの者の権利の行使のためだけに承認することを、義務付けるだけに限定されたものである (45段)。したがって、国民的アイデンティティを無視するものでもなく、公序に対する脅威となるものでもない (46段)。

付言するに、人の移動の自由の行使を妨げる各国の措置が正当化しうるのは、その遵守について当裁判所が任務として負っている、基本権憲章が保障する基本権にその措置が適合する場合のみである (47段)。本件に関係するのは、私生活及び家族生活の尊重を受ける権利を定める基本権憲章 7 条で、それは対応する欧州人権条約 8 条と同一の意味・射程を有する (48-49段)。そして、欧州人権裁判所の判例上、同性カップルの関係も、異性カップルの関係と同様に欧州人権条約 8 条の、私生活、家族生活に含まれる (50段)。

(3) 先決問題 2

裁判所は、運営条約 21 条から、本件のような状況において、EU 市民の本国である構成国において、EU 市民の同性婚配偶者が 3 ヶ月を超える居住権を有することになるか、と付託された先決問題 2 を再構成した上で、肯定の回答を与えている (56段及び主文)。

3. 解説

(1) 本裁定の意義

本裁定の意義は直接には、EU 市民の同性婚配偶者も、2004 年指令 2 条 2 号 a の配偶者に含まれるとして、家族としての派生的居住権を認めたことである。

たしかに、本裁定は EU 運営条約 21 条に基づき議論を展開している。本件で

は、EU市民の本国であるルーマニアにおける、その同性配偶者の派生的居住権が問題となっているため、指令は直接には適用されないが、EU市民が他の構成国に移動した後の本国への帰還事例であることから、EU運営条約21条に基づく権利が生じうるとする⁽⁴⁾。本裁定は、ルーマニアがEU市民の同性婚配偶者に居住権を認めないことがEU市民の運営条約21条の権利の侵害であり、一般利益に基づく客観的正当化も認められないという判断枠組をとっている。もっとも、その判断の際に2004年指令が類推適用される（裁定25段）として、指令2条2号aの配偶者に同性婚配偶者も含まれるとの解釈を示して、それに基づき上記の判断を示している。また、第三国国民である同性婚配偶者の派生的居住権を考えるにあたって、指令の直接適用がある事例と、本件のように本国への帰還事例で直接適用がない事例とで、判断に差異をもたらす事情はないように思われる。

なお、例えば本件でC氏がベルギー国民であって指令が直接適用されたならば、本裁定の解釈によれば、H氏は指令2条2号aの配偶者にあたるので家族としての派生的居住権を持ち、それをルーマニアが、同性婚禁止が指令27条の公序等にあたるとして拒絶することは認められない、という処理になる。

(2) 配偶者概念の解釈

上記のような解釈の理由として本裁定は、形式的理由としての文言解釈と、実質的理由を根拠としている。

まず文言解釈としては、指令2条2号bの反対解釈から、登録パートナーシップのパートナーと異なり2号aの配偶者については構成国法の参照は許されないとして、上記の結論を導いている。ところで、本裁定では言及していないが、この規定の制定過程は次のようなものであった⁽⁵⁾。

委員会の当初の提案⁽⁶⁾では、2号aはとくに限定を付けずに配偶者と規定し

(4) この判断は、ECの時代の経済的活動者に関するSingh事件（Case C-370/90, Singh, EU:C:1992:296. 中村民雄「判例にみるEU市民権の現在—移動市民の権利から居住市民の権利へ?—」日本EU学会年報32号〔2012〕139頁参照）や、EUの時代のEU市民一般に関するO. and B.事件（Case C-456/12, O. and B., EU:C:2014:135）など、本裁定20-25段で引用されている先例に基づくものに過ぎない。

(5) 法務官意見（EU:C:2018:2）51段参照。また、Elspeth Guild et al., *The EU Citizenship Directive: A Commentary* (Oxford University Press, 2014), pp.31-32も参照。

ていた。これに対して欧州議会は、同性の配偶者も構成国法いかにかわらず含むことを明示する文言を追加する修正意見を示した⁽⁷⁾。しかし理事会は、委員会の原案通りとすべきと主張した⁽⁸⁾。2カ国しか同性婚を認めていないこと、欧州司法裁判所も、構成国によって当時一般的に受け入れられていた婚姻の定義は、異性間の2人の結合であるとしていること⁽⁹⁾を理由として挙げる。これを受けて委員会は修正提案⁽¹⁰⁾で、2号aにつき原案通りとしたのであるが、配偶者概念は、将来の発展がない限り（下線筆者）、原則として異性の配偶者を意味すると説明している。

このような経緯からすると、立法過程において異性婚が念頭に置かれていたが、解釈として同性婚を将来的にも除外するとの決断はなされていないのではなかろうか。そうであるならば、2号aとbとの規定の比較等に基づき同性婚配偶者も含むと判断した本裁定に問題はなかろう。

とはいえ、ルーマニアのような構成国にとっては納得しがたい判断であることも否めない。本裁定は第2の理由として、EU市民の移動の自由を保障する本指令の目的に照らして、構成国が同性婚を認めているか否かに応じて配偶者の派生的居住権の有無を左右させると、その実効性を損なうという実質的理由を挙げる。ごくありふれた理由であるこの部分や、客観的正当化の部分（45段）の判示の意図は、同性婚を認めることに反発する構成国に配慮して、ここで問題となっているのはあくまでもEU市民及びその家族の移動の自由であるということを確認し、また判示の射程の限定をしているとみることもできよう⁽¹¹⁾。

なお法務官意見では、上記の立法経緯の説明に続き、文脈に照らした解釈として、指令制定後の法発展も強調している⁽¹²⁾。本裁定時点では、14カ国が同性

(6) COM (2001) 257 final.

(7) OJ 2004, C43E/46.

(8) OJ 2004, C54E/15.

(9) Joined Cases C-122/99 P and C-125/99 P, D and Sweden v Council, EU:C:2001:304, para. 34. 理事会職員の同性登録パートナーにつき理事会職員規程の認める家族手当の請求が棄却された事案。簡単には、中西康「トランスセクシャルの婚姻する権利とEU法上の男女同一賃金原則—遺族年金の受給要件との関係で—」貿易と関税53巻7号（2005）73頁参照。

(10) COM (2003) 199 final.

(11) Anne Rigaux, “Importantes avancées de la jurisprudence de l’Union sur le regroupement familial des couples homosexuels”, *Europe*, 2018, N° 8-9, p. 4.

婚を認め、同性婚は認めないが同性登録パートナーシップを認めるのが8カ国である。同性婚も同性登録パートナーシップも認めない⁽¹³⁾のは6カ国のみとなっている。裁判所は言及していないが、やはりこのような法発展は本裁定に影響していると思われる。

(3) 客観的正当化

本裁定は、ルーマニアによる同性婚配偶者への派生的居住権の拒絶につき、公序または国民的アイデンティティに基づく客観的正当化も認めなかった。

EU市民の移動の自由との関係で、公序または国民的アイデンティティが問題とされた先例があるが⁽¹⁴⁾、そこでは、貴族の爵位を含む氏名変更の承認が問題となった。これらの先例では、氏名変更の承認の拒絶につき正当化が認められるか、あるいは、国内裁判所に比例性審査が委ねられた。

ただその先例では、氏名の変更は、EU市民の移動居住の自由に間接的にのみ影響するものであった。これに対して本件では、同性婚の配偶者への家族としての派生的居住権の拒否は、EU市民の家族の移動居住の自由直接的影響がある。客観的正当化が認められるか否かの結論を左右しているのは、公序や国民的アイデンティティとして問題となっている事項の相違もあろうが、EU市民の移動居住権への影響が、直接的か否かが大きいように思われる。また本裁定は、比例性審査をするまでもなく正当化を否定しており、家族の派生的移動居住権との関係で、受入構成国が同性婚禁止を援用することは、一般的利益にかなう正当な目的には当たらず、客観的正当化はおよそ認められないことになる。

(4) 基本権への言及

本裁定50段は、基本権憲章7条に対応する欧州人権条約8条につき、欧州人権裁判所の裁判例が、私生活、家族生活に同性カップルも該当するとしていることを指摘するが、これは入口の問題に過ぎず大した論拠になっていない。ま

(12) 法務官意見58段以下。

(13) ただし、後掲注(15)及び対応する本文参照。

(14) Case C-208/09, Sayn-Wittgenstein, EU:C:2010:806 (中西康「氏名とEU市民権—貴族の爵位の承認拒絶の正当化と憲法的アイデンティティ」貿易と関税61巻1号[2013]91頁)及び、Case C-438/14, Bogendorff von Wolffersdorff, EU:C:2016:401.

た本裁定は引用していないが、同性カップルに対して、同性婚を認めるか否かは締約国の自由であって人権条約12条に違反せずなお認められるが、登録パートナーシップも認めずその関係を一切法的に保護しないと8条等の違反となるというのが、現時点での欧州人権裁判所の立場であると思われるが⁽¹⁵⁾、それであっても本裁定の結論の補強にはならないだろう。

(5) 本裁定の射程

本裁定はEU市民の自由移動に関する2004年指令に関する判断であるが、家族再統合指令2003/86号⁽¹⁶⁾はほぼ同様の規定構造であるため、その4条の配偶者には同一の解釈が当てはまるだろう⁽¹⁷⁾。これに対して、一般的に同性婚をEU法上どのように扱うかについては、本裁定は、直接判断していないとみるべきであり、今後の動向を見守る必要がある。

要件に関して本裁定は、「国籍を有する構成国とは別の構成国に移動し実効的に居住することによってその移動の自由を行使し、その間に、受入構成国において適法に婚姻した同性の第三国国民との家族生活を創設あるいは強固にした場合」と判示しており（51段、主文）、本件はこのような場合であると判断している（26段）。しかし、本件はEU市民の本国への帰還事例であり、その家族についての運営条約上の派生的居住権が認められるべきとの文脈（24段参照）での判示であり、運営条約21条の適用に関する要件であるから、第三国国民との婚姻が成立した国が他の構成国か域外かは、同性婚配偶者の居住権の可否を左右しないのではないか。Metock事件⁽¹⁸⁾では、移動先国に居住するEU市民と第三国国民である配偶者との婚姻の場所や時点や、その第三国国民がどのように移動先国に入国したかを問わずに、2004年指令は適用されるとしており、この先例との整合性からも、上記のように考えられよう。また、上記判示の「実効的に居住」の点についても同様のことが言え、これはEU市民の本国

(15) 詳しくは、林貴美「同性婚・登録パートナーシップをめぐる国際私法問題」二宮周平編集代表『現代家族法講座(5)』（日本評論社、近刊）所収参照。

(16) OJ 2003, L 251/12.

(17) Geoffrey Willems, “Le droit au regroupement familial des époux homosexuels consacré par la Cour de justice de l’Union européenne”, *JCP* 2018, p.1485.

(18) C-127/08, Metock, EU:C:2008:449（中村民雄「EU市民の域外国籍配偶者の移動居住権—域内先行適法居住を要しないとする判例変更」貿易と関税57巻9号〔2009〕75頁）。

への帰還事例であっても EU 法が適用されるための要件として挙げられているに過ぎないと思われる^{(19) (20)}。

(19) この文言は、本裁定24段引用の上記 O. and B. 事件に由来する。同事件では、EU 市民が他の構成国に短期滞在してから本国に帰還した事例であったため、その滞在が実効的な居住であったかが議論された（同事件裁定51段以下）。

(20) 本裁定の日本語での評釈として、中西優美子・自治研究95巻9号（2019）92頁、須網隆夫・国際人権30号（2019）130頁がある。